

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行方不明となった認知症高齢者等（以下「はいかい高齢者等」という。）の家族の精神的負担を軽減するため、地域の協力を得て早期に発見し、保護するためはいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 市長は、はいかい高齢者等を早期発見、保護するため、民生委員及び第9条の規定による協定を結ぶ民間事業所（以下「協力機関」という。）と連携して登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワークを構築するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次条の規定による登録の時点において、認知症によるはいかいのおそれがあり、かつ、市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上の者

(2) その他市長が事業の対象として適当と認める者

(対象者の登録申請等)

第4条 事業を利用しようとする対象者の家族（以下「登録申請者」という。）は、登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業登録申請書（別記様式第1号）及び登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事前登録情報シート（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定したときは、登録申請者に対し登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業登録決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業登録者台帳（別記様式第4号。以下「台帳」という。）に当該登録することを決定した者（以下「登録者」という。）の情報を登録するものとする。

(登録情報の変更及び取消)

第5条 登録申請者は、登録情報に変更が生じたとき、及び転出、死亡その他の理由により登録を取り消すときは、登別市はいかい高齢者等 S O

S ネットワーク事業登録内容変更（取消）届出書（別記様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録者が第3条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき、又は登録者として適当でないと認めるときは、職権により登録を取り消すことができる。

3 市長は、登録者の状況について定期的に確認し、登録情報を更新するものとする。

（登録情報の共有及び提供）

第6条 市長は、登録申請者の同意のもと、登録情報を室蘭警察署及び登別市地域包括支援センターと共有するものとする。

2 市長は、登録者が行方不明となった場合は、登録申請者の同意のもと、協力機関に対し登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業連絡書（別記様式第6号。以下「連絡書」という。）により周知するとともに、登録者の発見、保護に必要な情報を提供することができるものとする。

（登録者の発見）

第7条 協力機関は、登録者を保護したときは、その旨を室蘭警察署及び市に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その旨を登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク協力解除通知書（別記様式第7号）により協力機関に対し通知するものとする。

（登録外はいかい高齢者等の情報提供）

第8条 市長は、台帳に登録されていないはいかい高齢者等について室蘭警察署から早期発見、保護への協力の依頼があった場合で特に必要と認めるときは、その者を登録者とみなして協力機関に必要な情報を提供することができる。この場合において、前2条の規定を準用する。

（協力機関の登録等）

第9条 この事業に協力しようとする者は、あらかじめ登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業協力機関協定書（別記様式第8号）により市とはいかい高齢者等の早期発見、保護に係る協定を締結し、協力機関の登録をするものとする。

2 前項の協力機関は、業務の都合により事業に協力できなくなるときは、登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク協力機関協定解除申出書（別記様式第9号）により市長に前項の規定による協定の解除を申し出るものとする。

3 市長は、前項の規定による協定の解除の申し出があったときは、当該申し出をした協力機関の登録を解除するものとする。

(費用の負担)

第10条 対象者の登録及び事業の利用に係る費用は、無料とする。

2 民生委員及び協力機関が早期発見・保護活動等に要した費用は、当該協力機関の負担とする。

(守秘義務)

第11条 協力機関その他の事業に携わる者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(見守りネットワーク)

第12条 協力機関は、日常生活における高齢者等の見守り、声かけ等(以下「見守り等」という。)を行うものとする。

2 協力機関は、業務活動中に高齢者等の異変に気付いたときは、その旨を市に連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに警察署又は消防署へ通報するものとする。

3 前項の連絡を受けた市は、高齢者等の状況を把握し、適切な支援及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年告示第60号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に協力機関と締結した登別市高齢者等SOSネットワーク実施要綱(平成24年9月14日市長決裁)第4条の規定による協定は、第9条の規定により締結した協定とみなす。

附 則 (令和2年告示第27号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業登録申請書

年 月 日

登 別 市 長 様

申請者（同意者） 住所：
氏名： 印
電話：
登録者との続柄：

登 録 者	氏名（フリガナ）	性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日
	住 所 登別市 町 電 話（ ）		
所在不明時（登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク利用時）における、氏名・住所・写真等の情報公開 【公開しない情報の記載欄】 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> 服装 <input type="checkbox"/> 身体的特徴 <input type="checkbox"/> 行動の特徴 <input type="checkbox"/> 特記事項			
登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク登録に関して、次の事項に同意します。 1 登録者の個人情報を登別市に事前登録し、登録した全ての情報及び写真を室蘭警察署、登別市地域包括支援センターにおいて共有すること。 2 登録者の所在不明時に、登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業連絡書（別記様式第6号）により、登録者の個人情報を登別市がネットワーク協力機関に提供すること。			

別記様式第2号（第4条関係）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業事前登録情報シート

		No	登録年月日 年 月 日	
登録者（本人）の状況	フリガナ		写 真	
	氏 名	男・女		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	住 所			
	電話番号	—		
	同居者	無 ・ 有（氏名： ） （続柄： ）		
	特 徴	身長：	c m	姿勢：
		体重：	k g	体格： 太め・普通・やせ気味
		頭髪：		眼鏡： 無 ・ 有
		特記事項：※ホクロやアザなどの身体的特徴・出身地・前住所・以前の職業・なじみの場所・よく持ち歩くものなど		
注意事項	はいかい歴：無 ・ 有→（発見場所： ） （主なはいかいルート： ）			
	保護時、対応時の注意事項：			
介護情報	居宅介護支援事業所名： TEL： 担当ケアマネジャー名：			
医療情報	かかりつけ医療機関名： 主治医 TEL：			
	認知症の症状：無 ・ 有→（診断名： ）			

連絡先①	フリガナ	続柄	電話
	氏名		自宅： 携帯：
連絡先②	フリガナ	続柄	電話
	氏名		自宅： 携帯：
連絡先③	フリガナ	続柄	電話
	氏名		自宅： 携帯：

別記様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業登録決定通知書

様

登別市長

年 月 日付けで申請のありました登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	登録する ・ 登録しない
登録者氏名	
却下理由	
備考	

別記様式第5号（第5条関係）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業
登録内容変更（取消）届出書

年 月 日

登別市長 様

届出者 住所：
氏名： 印
電話：
登録者との続柄：

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業への登録の内容について変更（取消）がありましたので、次のとおり届け出ます。

記

登録者氏名		
変更・取消の別	変更 ・ 取消	
変更項目	変更前	変更後

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日 時 分 発信（依頼番号第 号）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業連絡書

【所在不明者情報】

フリガナ			性別	写真
氏 名				
			年齢	
			歳	
住 所				
いなくなっ た時の直前 の状況	日時： 月 日 分頃	場所： ()		
服装等	上：	下：		
	履物：	持ち物・所持金：		
	移動手段：	その他：(杖など)		

身体的 特徴	身長： cm 体重： kg 体格：	眼鏡：
	頭髪： 色～	髪型～
	歩き方の特徴(姿勢・速さ)：	
	その他(ホクロ・アザなど)：	
行動の 特徴	本人がよく行く場所・範囲：	
	よく持ち歩くもの 身に着けるもの：	
	認知症の症状の有無： ()	
	はいかい歴の有無：	
	自分の名前を：	自分の住所を：
特記 事項	【保護時、対応時の注意事項】	

情報提供同意の有無： ()

見かけた場合、保護した場合などは、室蘭警察署に連絡願います。

《室蘭警察署》

住所：室蘭市東町4丁目27番10号

電話：0143-46-0110

発信者：登別市保健福祉部高齢・介護グループ

住所：登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-5720

別記様式第7号（第7条関係）

年 月 日
時 分

協力機関各位

登別市長

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク協力解除通知書

年 月 日 時 分依頼番号第 号で情報提供した
所在不明者については、次のとおりとなりましたので、協力依頼を解除
します。

ご協力ありがとうございました。

記

1. 氏 名

2. 状 態

3. そ の 他

（発見日時・場所等）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業協力機関 協定書

（締結）

第1条 協力機関（ ）を甲、登別市を乙とし、甲の「登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業（以下「SOSネットワーク事業」という。）」への協力について、甲乙両者は、登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱に基づき協定を締結する。

（登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業協力機関の役割）

第2条 協力機関の役割は次のとおり。

- （1）適正な個人情報の管理
- （2）通常業務等の範囲内での所在不明者の早期発見、保護への協力
- （3）行方不明発生時の連絡体制の構築
- （4）所在不明者を発見又は保護した際の室蘭警察署への連絡
- （5）はいかい高齢者等の情報の提供又は通報
- （6）SOSネットワーク事業の普及啓発及び活用の促進
- （7）ネットワーク協力機関と市が行う会議への参加

（個人情報の保護）

第3条 ネットワーク協力機関は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による事務処理をするための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 ネットワーク協力機関は、この協定により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 ネットワーク協力機関は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。
- 4 ネットワーク協力機関は、この協定による個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止を図るため、管理責任者を特定し、個人情報の適切な管理に努めなければならない。
- 5 ネットワーク協力機関は、この協定による事務を処理するために個人

情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 6 ネットワーク協力機関は、登別市の指示又は承諾があるときを除き、この協定により知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 ネットワーク協力機関は、あらかじめ登別市の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務を処理するに当たって、登別市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 ネットワーク協力機関は、この協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、登別市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 9 ネットワーク協力機関は、この協定による事務を処理するために登別市から貸与され、又はネットワーク協力機関が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに登別市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、登別市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 10 ネットワーク協力機関は、第1項から第9項までの規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに登別市に報告し、登別市の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲は、業務の都合により事業に協力できなくなるときは、乙に協定の解除を申し出るものとする。

- 2 登別市は、ネットワーク協力機関が前条の規定に違反していると認めるときは、協定を解除することができるものとする。

協力機関名	
責任者 所属・氏名	
住所	
電話番号	
ファクス番号	
電子メールアドレス	
協力依頼時の連絡 先・方法等	

甲、乙は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所

協力機関名

代 表 者 印

(乙) 登別市中央町6丁目11番地

登 別 市 長 印

別記様式第9号（第9条関係）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク協力機関協定解除
申出書

年 月 日

登別市長 様

届出者 住 所
協力機関名
代表者 印

このことについて、事業への協力が困難となりましたので、登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱第9条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記
1 解除年月日 年 月 日